

12月1日の緊急地震速報の訓練に伴う影響について

本日（12月1日）、気象庁は、国の機関や地方自治体に加え、民間企業等で行なわれる訓練も支援するため、訓練用の緊急地震速報を10時15分頃配信しました。今回の訓練では、中央省庁等や全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を運用する地方公共団体の一部のほか、訓練の趣旨に賛同する民間企業等において訓練を実施しています。今後、今回の訓練についての効果や影響について調査することとしています。

一方、この訓練報を受けて、福岡市交通局では運行中の地下鉄の全ての列車を一時停車したとの連絡がありました。気象庁では、今回の訓練を実施するにあたり、別紙のように地震動予報業務許可事業者及び配信事業者に、顧客への周知を繰り返し呼びかけ、訓練の実施につき慎重に準備を進めてきたところではありますが、一部顧客への周知の徹底が不十分だったことは誠に残念です。詳細な原因については、現在引き続き調査しているところです。

今後の訓練にあたっては、今回の訓練の内容や影響を十分精査し、遺漏なく実施していきたいと考えています。

本件に関する問い合わせ先
気象庁地震火山部管理課 電話 03-3212-8341（内線 4505、4516）

(別紙)

○気象庁が実施した訓練に関する広報・周知活動

平成 21 年

- 2月25日 地震動予報業務許可事業者に訓練実施の事務連絡を通知
- 3月5日 気象業務支援センターから配信事業者に訓練のおしらせを流す
- 4月23日 地震動予報業務許可事業者に訓練実施の事務連絡を通知
- 4月28日 気象業務支援センターから配信事業者に訓練のおしらせを流す
- 6月18日 地震動予報業務許可事業者に訓練実施の事務連絡を再度通知
- 7月2日 緊急地震速報利用者協議会で訓練実施の説明
- 7月10日 地震動予報業務許可事業者に訓練実施の事務連絡を通知
- 7月10日 気象業務支援センターから配信事業者に訓練のおしらせを流す
- 7月17日 気象振興協議会で訓練実施の説明
- 7月23日 報道発表
- 7月23日 本庁より管区等に訓練実施の呼びかけを依頼
- 7月23日 気象庁HPに、訓練に関するページを作成
- 8月3日 気象庁と消防庁連名で都道府県防災部局担当課長あて文書を発出
- 10月1日 気象業務支援センターから配信事業者に訓練の依頼書（顧客に訓練実施の案内をするように依頼）を流す
- 10月23日 関係省庁連絡会議あてに、関係業界に訓練実施の周知依頼の事務連絡（内閣府・気象庁）の送付
- 11月10日 気象業務支援センターから配信事業者に訓練のおしらせを流す
- 11月17日 報道発表（内閣府、消防庁も報道発表）
- 11月26日 支援センターから配信事業者に訓練のおしらせを流す